

令和 7 年 8 月 1 日
鶴岡市農業協同組合

口座開設をご希望のお客様へ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、通帳やキャッシュカードの売買・譲渡により開設された貯金口座が金融犯罪に悪用される事例が増加しております。

当組合では、犯罪収益移転防止法および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、以下の対応を実施しております。

お客様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ご本人確認と取引目的の申告について】

口座開設の際には、本人確認書類のご提示とお取引目的のご申告をお願いしております。ご提出いただいた情報およびご申告内容により、追加書類の提出や審査に日数を要する場合がございます。また、審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

【口座の不正利用・譲渡の禁止について】

第三者による利用を目的とした口座開設や、開設後の口座譲渡は法令に違反しており、刑事罰の対象となる可能性がございます。貯金規定に違反した場合には、口座の利用停止や解約措置を講じることがございますので、ご理解のほどお願いいたします。

【登録情報の変更および口座管理について】

住所やお名前などの変更があった際は、速やかに当組合へお届けください。長期間にわたりご利用のない口座につきましては、当組合所定の手数料を頂戴いたします。また、定期的にお客様情報の確認を行う場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



■信用課 TEL 0235-23-5091 ■金融本店 TEL 0235-22-3260 ■南支所 TEL 0235-29-9960

■中央支所 TEL 0235-22-2460 ■北支所 TEL 0235-29-0433 ■西郷支所 TEL 0235-76-2331

電話受付時間 9:00-17:00(平日のみ)